



平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 太 平 洋 興 発 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 池 田 隆 之
(コード番号：8835 東証第一部)
問い合わせ先 総務部次長 板垣 好紀
(TEL. 03 - 5148 - 3211)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 131 期定時株主総会に、下記のとおり、定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 平成 18 年 5 月 1 日に「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、整備法)」(平成 17 年法律第 87 号)「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)及び「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。
- 株券を発行する旨を定めるため、変更案第 6 条を新設するものであります。
- 単元未満株式について、その権利内容を明確にするため、変更案第 9 条を新設するものであります。
- 株主総会参考書類等のインターネットによる開示が可能となるため、変更案第 15 条を新設するものであります。
- 当会社に設置する機関を定めるため、変更案第 19 条、変更案第 31 条を新設するとともに、現行定款第 5 章の次に第 6 章(会計監査人)を新設し、会計監査人に関する規定を新設するものであります。
- 取締役会での決議要件を明確にし、また、取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、変更案第 25 条を新設するものであります。
- 社外取締役及び社外監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、その責任限度額を定める責任限定契約を締結することを可能にするために、変更案第 30 条第 2 項及び変更案第 41 条第 2 項を新設するものであります。なお、変更案第 30 条第 2 項の条文の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

- (2) 公告閲覧の利便性及び経済性の向上を図るために、公告方法を東京都で発行する日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるため、現行定款第 4 条を変更するものであります。
- (3) 株式取扱規則に規定される事項のため、現行定款第 10 条、現行定款第 11 条を削除するものであります。
- (4) 経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を機動的に構築できるよう、取締役の人員を 15 名から 9 名に減員し現行定款第 18 条を変更するものであります。
- (5) 取締役会の招集権者及び議長を明確にするため、変更案第 23 条を新設するものであります。
- (6) 取締役会及び監査役会の議事録作成を規定するため、変更案第 27 条及び変更案第 38 条を新設するものであります。
- (7) 取締役会規則及び監査役会規則を明確にするため、変更案第 28 条及び変更案第 39 条を新設するものであります。
- (8) 取締役及び監査役の報酬の決議機関を明確にするため、変更案第 29 条及び変更案第 40 条を新設するものであります。
- (9) 取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議をもって法令の範囲内で責任を免除することを可能とするため、変更案第 30 条第 1 項、変更案第 41 条第 1 項を新設するものであります。なお、変更案第 30 条第 1 項の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (10) 常勤監査役の選定方法、監査役会の決議方法を明確にするため、変更案第 35 条、変更案第 37 条を新設するものであります。
- (11) その他、用語及び引用条文の変更を行うとともに、条文の繰り下げ等所要の変更を行うものであります。

2 . 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日)

定款変更の効力発生 平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日)

以上

< 別紙 >

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則 第 1 条 (条文省略) 第 2 条 (条文省略) 第 3 条 (条文省略) 第 4 条 当会社の公告は東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。 第 2 章 株式 第 5 条 当会社の発行する株式の総数は 2 億株とする。 (新設) 第 6 条 当会社は商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。 第 7 条 当会社の 1 単元の株式の数は 1,000 株とする。 2 . 当会社は 1 単元の株式の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。) に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。 (新設)	第 1 章 総則 第 1 条 (現行どおり) 第 2 条 (現行どおり) 第 3 条 (現行どおり) 第 4 条 当会社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法とする。</u> 第 2 章 株式 第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、 2 億株とする。 第 6 条 <u>当会社は、株式に係る株券を発行する。</u> 第 7 条 当会社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u> 第 8 条 当会社の単元株式数は、 1,000 株とする。 2 . 当会社は、<u>第 6 条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式 (以下「単元未満株式」という。) に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u> 第 9 条 <u>当会社の単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設) 第 8 条 当社は株式につき名義書換代理人をおき、名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定しこれを公告する。 2 . 当社の株主名簿及び実質株主名簿(以下株主名簿等という)並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備えおき、株式の名義書換、单元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ当社においてこれを取扱わない。 第 9 条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、单元未満株式の買取り、その他株式に関する手続及び手数料は法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会の定める「株式取扱規則」による。 第 10 条 株主(実質株主を含む。以下同じ。)及び質権者又はその法定代理人はその氏名、住所及び印鑑を当社の名義書換代理人に届出なければならない。これを変更したときも同様である。 第 11 条 外国に在住する株主及び質権者は日本国内に仮住所又は代理人を定め当社の名義書換代理人に届出	(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置き、株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 2 . 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。 第 11 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 (削除) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>なければならない。これを変更したときも同様である。</u> 第 12 条 <u>当社は毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> <u>2 . 前項の他、必要があるときは取締役会の決議をもって、あらかじめ公告して基準日を設けることができる。</u> 第 3 章 株主総会 第 13 条 <u>定時株主総会は毎年 6 月に招集する。</u> 2 . (条文省略) (新設) 第 14 条 <u>株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。取締役社長に支障あるときは取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当る。</u> (新設) (新設)	(削除) (削除) 第 3 章 株主総会 第 12 条 <u>当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集する。</u> 2 . (現行どおり) 第 13 条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u> 第 14 条 <u>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> <u>2 . 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u> 第 15 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第 15 条 株主が代理人を以って議決権を行使する場合にはその代理人は当会社の議決権を有する株主たることを要する。 2 . 前項の場合、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出することを要する。 第 16 条 株主総会の決議は法令又は定款に別段の定めある場合を除き出席株主の議決権の過半数で行なう。 2 . 商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行なう。 第 17 条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果を議事録に記載又は記録し議長並びに出席取締役が記名捺印又は電子署名しこれを当会社に保存する。 第 4 章 取締役及び取締役会 (新設) 第 18 条 当会社の取締役は 15 名以内とする。 第 19 条 取締役は株主総会で選任する。 2 . 取締役の選任決議は総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要するものとする。 3 . (条文省略) 第 20 条 取締役の任期は就任後 2 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会	第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 . 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。 第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。 2 . 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行なう。 第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席取締役が記名押印又は電子署名する。 第 4 章 取締役及び取締役会 第 19 条 当会社は、取締役会を設置する。 第 20 条 当会社の取締役は、9 名以内とする。 第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。 2 . 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。 3 . (現行どおり) 第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの

現 行 定 款	変 更 案
終結の時に満了する。 2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u> (新設) 第 21 条 <u>取締役は取締役会を組織し当会社の業務執行を決定する。</u> 2. <u>取締役会招集の通知は各取締役及び各監査役に対し会日の 2 日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u> (新設) (新設) 第 22 条 <u>当会社を代表すべき取締役は取締役会の決議により定める。</u> 2. <u>取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、</u>	に関する定時株主総会<u>の終結の時までとする。</u> 2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> 第 23 条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> 2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u> 第 24 条 (削除) 取締役会の招集通知は、<u>各取締役及び各監査役に対し会日の 2 日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</u> 2. <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u> 第 25 条 <u>取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。</u> 2. <u>当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u> 第 26 条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> 2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締</u>

現 行 定 款	変 更 案
専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。	役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。
(新設)	第 27 条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u>
(新設)	第 28 条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u>
(新設)	第 29 条 <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>
(新設)	第 30 条 <u>当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u>
	2 . <u>当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u>
第 5 章 監査役及び監査役会	第 5 章 監査役及び監査役会
(新設)	第 31 条 <u>当社は、監査役及び監査役会を設置する。</u>
第 23 条 (条文省略)	第 32 条 (現行どおり)
第 24 条 監査役は株主総会で選任する。	第 33 条 監査役は、 <u>株主総会において</u> 選任する。
2 . 監査役の選任決議は総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の	2 . 監査役の選任決議は、 <u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3</u>

現 行 定 款	変 更 案
出席を要するものとする。	分の1以上を有する株主が出席し、 その議決権の過半数をもって行なう。
第25条 監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に満了する。	第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
(新設)	第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
第26条 監査役は監査役会を組織する。	第36条 (削除)
2. 監査役会招集の通知は各監査役に対し会日の2日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。	監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の2日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(新設)	2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。
(新設)	第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
(新設)	第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。
(新設)	第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	第 40 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>
(新設)	第 41 条 <u>当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u> 2. <u>当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u>
(新設)	第 6 章 会計監査人
(新設)	第 42 条 <u>当社は、会計監査人を設置する。</u>
(新設)	第 43 条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u>
(新設)	第 44 条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u>
(新設)	第 45 条 <u>会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得て定める。</u>
第 6 章 計算	第 7 章 計算
第 27 条 当社の <u>決算期は毎年 3 月 31 日とする。</u>	第 46 条 当社の <u>事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第 28 条 株主配当金は毎年 3 月 31 日の最 終の株主名簿等に記載又は記録さ れた株主又は登録質権者に支払う。 (新設) 第 29 条 株主配当金はその支払開始の日か ら満 3 年を経過しても受領されな いときは当会社は支払の義務を免 れる。	第 47 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 2 . 前項のほか、基準日を定めて剰余金 の配当をすることができる。 第 48 条 配当財産が金銭である場合は、支払 開始の日から満 3 年を経過してもな お受領されないときは、当会社はそ の支払義務を免れる。

以上